

「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書

野田内閣は、「税と社会保障の一体改革」で、国と市町村が責任を負う現行保育制度を改変しようとする「子ども・子育て新システム」関連法案を今国会に提出し、成立させようとしています。

現行の保育制度は公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してきました。しかし、「子ども・子育て新システム」は児童福祉法第24条に定められた市町村の保育実施義務をなくし、保育事業に企業参入を認め、最低基準の切り下げなど規制緩和により、保育の質の低下や保育料の上乗せ徴収が懸念されるなど保護者にさらなる負担を強いるものです。

子どもの貧困や子育て困難がひろがるなかで、都市部では保育所の待機児が急増し、過疎地では保育の場の確保が問題になっています。今、必要なことは国と自治体の責任で、保育、子育て支援などの制度を拡充し、そのための十分な財源を確保することです。

国及び国会におかれては、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえたうえで、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充をはかるよう、以下の事項について強く要望します。

記

- 1 市町村の保育実施義務をなくし、保育・子育てを事業化し、保育の質を低下させる「子ども・子育て新システム」関連法案は撤回すること。
- 2 市町村の保育実施義務を定めた児童福祉法第24条の「改正」はやめ、国及び市町村の公的責任を明確にし、児童福祉策としての保育制度を後退させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成24年6月15日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣

総務大臣 衆議院議長 参議院議長